



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第3号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

- 規 則
- ◎佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (二三・税務課) 一
- ◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則 (二四・) 二

公布された規則のあらまし

○佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (規則第二三号)

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日は、平成一八年四月一日とすることとした。ただし、一部の規定については、平成一八年七月一日、平成一九年一月一日、平成一九年四月一日、平成二〇年一月一日又は平成二〇年四月一日とすることとした。

○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第二四号)

- 1 障害者自立支援法が公布されたことに伴い、語句の改正を行うこととした。(第八条の六関係)
- 2 佐賀県税条例の一部が改正されたことに伴い、自動車税及び不動産取得税に係る様式について所要の改正を行うこととした。(様式関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

規 則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県規則第二十三号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県税条例等の一部を改正する条例 (平成十八年佐賀県条例第三十八号)。

以下「改正条例」という。)の施行期日は、平成十八年四月一日とする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正条例第一条中佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)第七十二条の二及び同条例附則第十八条の改正規定並びに附則第五条の規定 平成十八年七月一日
- 二 改正条例第一条中佐賀県税条例第三十九条の四、第五十条、第七十二条の十二及び第六十三条の改正規定、同条例附則第十一条の二第二項の改正規定 (「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)」は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改める部分のうち「及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)」に係る部分を除く。)、同条例附則第十二条の改正規定並びに同条例別表を削る改正規定並びに附則第二条第三項の規定 平成十九年一月一日

- 三 改正条例第一条中佐賀県税条例第三十三条第一項、第三十四条及び第三十四条の二の改正規定、同条例第三十四条の三の改正規定 (「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分を除く。)、同条例第三十九条、第四十六条の十七第一項、第四十六条の二十三第一項並びに第四十九条第一項第一号八、第

二号及び第三号並びに第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（、「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める部分を除く。）、同条第四項第一号八及び二、第二号並びに第三号の改正規定、同条附則第二条第二項の改正規定（「二十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条附則第五条第一項の改正規定（「第三十三条」の下に「及び第三十四条」を加える部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。）、同条第二項の改正規定、同条附則第五条の四第二項を削る改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同条附則第七条から第十一条までの改正規定、同条附則第十一条の二の改正規定（「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額及び租

税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改める部分のうち「及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額（同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。）」に係る部分に限る。）、同条附則第十一条の二の二から附則第十一条の三までの改正規定、同条附則第十四条の二の改正規定並びに同条附則第二十四条を削る改正規定並びに附則第二条第二項及び第五項から第七項までの規定並びに第三条第三項の規定 平成十九年四月一日

四 改正条例第一条中佐賀県税条例第三十二条の改正規定及び附則第二条第四項の規定（改正条例第一条の規定による改正後の佐賀県税条例（次号において「新条例」という。）第三十二条に係る部分に限る。） 平成二十年一月一日

五 改正条例第一条中佐賀県税条例第三十四条の三の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分に限る。）及び同条附則第五条の三の改正規定並びに附則第二条第四項の規定（新条例第三十四条の三に係る部分に限る。） 平成二十年四月一日

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十四号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第百二 号	自動車税領収証書 納税証明書（継続検査 用）	条例第百二十条及 び規則第九条第一 項
様式第百二 号その二	自動車税納税証明書 （継続検査用）	条例第百二十条

を

に改める。

第八条の六第二号中「厚生労働大臣の定めるところにより交付された」を「知事が交付する」に改め、同条第三号中「通院医療費の公費負担番号が記載されているものに限る。」を「知事が別に定めるものに限る。」に改める。
様式第十一号その一中「第72条の46第4項」を「第72条の46第5項」に改め

を。
様式第十三号その一中「第71条の14第4項」を「第71条の14第5項」に改める。

様式第十三号その二中「第71条の35第5項」を「第71条の35第6項」に改める。

様式第十七号の(中)「平成11年4月1日から平成18年6月30日まで」を「平成16年4月1日から平成20年3月31日まで」に改め、同様式の(中)「登記簿記載事項証明書」を「登記事項証明書」に改める。

様式第二十四号の注の(中)「平成11年4月1日から平成18年6月30日まで」を「平成16年4月1日から平成20年3月31日まで」に改める。

様式第五十四号その一の(中)「県税事務所長」を削る。
様式第五十四号その二を次のように改める。

様式第54号その3

様

口座振替

自動車税納税通知書

年度全期		登録番号
税 額 (振替額)	円	口座番号
納 期 限 (振替日)	年 月 日	

地方税法第145条及び佐賀県税条例第110条の規定により、上記のとおり課税しましたので通知します。

年 月 日

県税事務所長 印

- この税金は、ご指定の金融機関の預金口座から振替納税されますので、預金残高の確認をお願いします。
- この税金の口座振替を停止されるときは、ご指定の金融機関又は所管県税事務所にお申し出ください。

なお、所管県税事務所への申し出は、振替日（納期限）の7日前までをお願いします。

県税事務所名	連絡先	所在地	郵便番号
佐賀県税事務所	納税管理課	佐賀市八丁畷町8番1号	849-0925
唐津県税事務所	納 税 課	唐津市坊主町433番地1	847-0056
武雄県税事務所	納 税 課	武雄市武雄町大字昭和265番地	843-0023

3 口座振替ができなかつた場合(期限後納付の場合)

(ア) 預金残高の不足等により口座振替ができなかつた場合において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)につき、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。

(イ) 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

(ウ) この税金について督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。

4 課税に不服がある場合

(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

(2) この課税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第九十九号を次のように改める。

1 納付(納入)場所

- 県内の各銀行(佐賀銀行及びみずほ銀行にあつては、日本国内の全ての店舗)、信託銀行、信用金庫、信用組合(佐賀西、佐賀東)、労働金庫、郵便局、農業協同組合、漁業協同組合
- 佐賀県信用農業協同組合連合会(本・代理所)
- 佐賀県信用漁業協同組合連合会(本・支所)
- 商工組合中央金庫佐賀支店
- 各県税事務所

この督促状では納められませんので、先に送付しました納税通知書(納付(納入)書)により、延滞金を加算して納付(納入)してください。なお、紛失された場合は、前記連絡先までご連絡ください。

2 延滞金

ア 計算方法

延滞金は、納期限の翌日から納付(納入)の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額に、1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算して得た金額です。

イ 端数計算

延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

3 督促に不服がある場合

- (1) この督促について不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

- (2) この督促の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。

イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

ロ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第百一号その一の二の(表)中「管轄県税事務所」及び「県税事務所」を削る。

様式第百二号を次のように改める。

様式第102号

様

口座振替用

自動車税領収証書

領 収 日	年 月 日
領収証書発行番号	
年 度	年度
税 額	円
登 録 番 号	

※ 領収日及び領収証書発行番号が印刷されていないものは、無効です。

上記の金額を領収しました。

県税事務所長 印

口座振替用

自動車税納税証明書（継続検査用）

年 度	年度
登 録 番 号	

上記自動車の自動車税は、滞納がないことを証明します。

有 効 期 限	年 月 日
---------	-------

※登録番号が***で消されているものは、無効です。

県税事務所長 印

- 1 自動車の継続検査に必要な納税証明書を表記のとおり設けておりますので、自動車検査証とともに保管し、自動車の継続検査のときに提示してください。
なお、この証明書は、自動車の継続検査以外には使用することができません。
- 2 登録番号が*で消されているものは、本年3月31日現在で自動車税若しくは延滞金が未納になっているか、又は所有者（自動車販売会社）が自動車税を納付したものです。
このような場合には、この証明書は、使用することができませんので県税事務所にご相談ください。

様式第百二号を様式第百二号その一とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第102号その2

様

電子納付
(ペイジー) 用

自動車税納税証明書（継続検査用）

年 度	年度
登 録 番 号	
有 効 期 限	年 月 日

※ 登録番号が*で消されているものは、無効
です。

上記自動車の自動車税は、滞納がないことを証明します。

県税事務所長 印

- 1 自動車の継続検査に必要な納税証明書を表記のとおり設けておりますので、自動車検査証とともに保管し、自動車の継続検査のときに提示してください。
なお、この証明書は、自動車の継続検査以外には使用することができません。
- 2 登録番号が*で消されているものは、本年3月31日現在で自動車税若しくは延滞金が未納になっているか、又は所有者(自動車販売会社)が自動車税を納付したものです。
このような場合には、この証明書は、使用することができませんので県税事務所にご相談ください。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

